

平成24年3月14日

静岡市議会厚生委員会委員長 様

静岡市議会厚生委員会委員 鈴木 節子 ㊟

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する修正の提出について

このことについて、静岡市議会委員会条例第28条の規定により、下記のとおり提出します。

記

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する修正

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第11条の改正規定中第1号の改正規定を削り、同条第2号の改正規定中「28,000円」を「14,500円」に改め、同条第3号の改正規定を削る。

第14条の3の改正規定、第17条の改正規定及び附則に3項を加える改正規定を削る。

(提案理由)

静岡市国民健康保険料のうち、基礎賦課額の被保険者所得割額、平等割額の改正を行わない。均等割額を改正する。

# 修正動議

議案第 31 号 平成 24 年度静岡市一般会計予算

上記の議案に対する修正案を次のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 14 日

提出者 静岡市議会厚生委員会委員 鈴木 節子 ㊟

厚生委員会委員長 様

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ  $278,600,000$  千円と定める。  
2 「第 1 表 歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

	11,026,162
19 款 繰入金	<del>7,804,086</del>
	10,303,362
1 項 基金繰入金	<del>7,081,286</del>
	281,822,076
歳入合計	<del>278,600,000</del>

歳出

	84,037,222
3 款 民生費	<del>80,815,146</del>
	9,616,476
5 項 国民健康保険費	<del>6,394,400</del>
	281,822,076
歳出合計	<del>278,600,000</del>

# 修正動議

議案第 37 号 平成 24 年度静岡市国民健康保険事業会計予算

上記の議案に対する修正案を次のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 14 日

提出者 静岡市議会厚生委員会委員 鈴木 節子 ㊤

厚生委員会委員長 様

第 1 条 2 「第 1 表 歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

1 款 国民健康保険料 16,256,900  
~~19,504,381~~

1 項 国民健康保険料 16,256,900  
~~19,504,381~~

6 款 療養給付費等交付金 2,992,020  
~~2,966,615~~

1 項 療養給付費等交付金 2,992,020  
~~2,966,615~~

11 款 繰入金 9,734,876  
~~6,512,800~~

1 項 他会計繰入金 9,534,876  
~~6,312,800~~